

平成29年 第12回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成29年12月1日（金）午後1時50分		
場 所	別府市役所農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒松 直之		
議 事			
	日程第1	議事録署名委員の指名	
	日程第2	議案事項	
		<p>議案第1号</p> <p>農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について</p> <p>1 農地法第3条の3の規定による届</p> <p>2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届</p> <p>3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届</p> <p>報告第1号</p> <p>開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について</p>	
	日程第3	その他	
出席委員	7名	※ 番号は議席番号	
	1番	齊藤 孝一	2番 佐藤 進蔵
	3番	園田 喜久男	4番 恒松 直之
	5番	星野 賢一	6番 久保 賢一
	7番	浜川 和久	
出席職員	事務局長	宮森 久住	補佐 吉田 悠子 主任 吉岡 千紘
	午後1時50分 開会		

<p>局 長</p>	<p>それでは、只今より平成 29 年第 12 回別府市農業委員会総会を開会いたします</p> <p>本日の総会の出席委員数は 7 名で、委員定数 7 名に対し過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>ここで、お願いがございます。</p> <p>議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思ひます。</p> <p>それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。</p> <p>また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、会長、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより会議を開きます。</p> <p>本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議がないようでありますので、5 番星野委員、6 番久保委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の総会議案は、お手元に配布しております議案第 1 号 農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告についてで、「農地法第 3 条の 3 の規定による届」が 2 件、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届」が 3 件、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届」が 6 件でございます。</p> <p>最後に、報告第 1 号「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について」が 3 件、それから、その他となっております。</p> <p>それでは、議案第 1 号 農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告についてのうち、1 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届」、2 の「農地法</p>

第4条第1項第7号の規定による農地転用届」、3の「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」について、事務局の説明を求めます。

事務局

ご説明いたします。

議案第1号は、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告でございます。

1 農地法第3条の3の規定による届です。

番号1番

申請人 別府市内竈△組 ○○○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字内竈字桐ヶ迫△番 畑(畑) △m² 外2筆

合計△m²

権利の取得日は平成29年10月11日、相続により所有権を取得しました。

あつせん希望はありません。

届出の日は、平成29年10月24日です。

番号2番

申請人 別府市照波園町△番△号 ○○○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、照波園町△番△ 田(畑) △m² 外5筆 合計△m²

権利の取得日は平成29年10月19日、相続により所有権を取得しました。

あつせん希望はありません。

届出の日は、平成29年11月1日です。

続きまして、2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届です。

番号1番

申請人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鶴見字古殿△番、畑(宅地) △m² 外2筆 合計△

m²

場所は通称、火売△組、〇〇〇〇から南へ△m付近です。
施設の概要、宅地用地として現状のまま△m²
転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 29 年 11 月 20 日です。

番号 2 番

申請人 別府市大字亀川△番地 〇〇〇〇、職業〇〇
土地の区分は、市街化区域
申請の土地は、大字亀川字汐入△番、田（宅地）△m²
場所は通称、亀川浜田町△組、〇〇から南へ△m付近です。
施設の概要、宅地用地として現状のまま△m²
転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 29 年 11 月 20 日です。

番号 3 番

申請人 別府市大字南石垣△番地 〇〇〇〇、職業〇〇
土地の区分は、市街化区域
申請の土地は、大字北石垣字林口△番、畑（宅地）△m²
場所は通称、中須賀本町△組、〇〇から北東へ△m付近です。
施設の概要、工場用地の一部として木造 1 階建て△m²
転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 29 年 11 月 20 日です。

続きまして、3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届です。

番号 1 番

譲渡人 別府市大字北石垣△番地 持分 2 分の 1 〇〇〇〇外 1 名、職
業〇〇
譲受人 神奈川県横浜市港北区富士塚二丁目△番△△号 〇〇〇〇、職
業〇〇
土地の区分は、市街化区域
届出の土地は、大字北石垣字黒川△番 田（雑種地）△m²

場所は通称、中須賀本町△組、〇〇から東へ△m付近です。

施設の概要は、軽量鉄骨造2階建て住宅用地として△m²

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成29年10月20日です。

番号2番

賃貸人 別府市石垣西△丁目△番△号 〇〇〇〇、職業〇〇

賃借人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、石垣東△丁目△番 田(宅地) △m²

場所は通称、石垣東△丁目△組、〇〇から南へ△△m付近です。

施設の概要は、軽量鉄骨造平屋建 〇〇として△m²

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成29年10月26日です。

番号3番

譲渡人 大分市大字毛井△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

譲受人 別府市石垣東△丁目△番△号 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、石垣東△丁目△番 田(宅地) △m²

場所は通称石垣東△丁目△番、〇〇から南東へ△m付近です。

施設の概要は、駐車場用地としてアスファルト敷き△m²

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成29年10月27日です。

番号4番

譲渡人 別府市石垣西△丁目△番△号 〇〇〇〇、職業〇〇

譲受人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、石垣西△丁目△番 畑(荒地) △m² 外1筆 合計△m²

場所は通称石垣西△丁目△番、〇〇から西へ△m付近です。

施設の概要は、建物2階建、6棟6区画、〇〇用地として△m²

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 29 年 11 月 2 日です。

番号 5 番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

譲受人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字水車△番 田（雑種地）△m²

場所は通称馬場△組、〇〇から東へ△m付近です。

施設の概要は、駐車場用地として砂利敷△m²

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 29 年 11 月 6 日です。

番号 6 番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

譲受人 別府市大字鉄輪△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鉄輪字ヲリ立△番 畑（雑種地）△m²

場所は通称北鉄輪△組、〇〇入口のバス停から東へ△m付近です。

施設の概要は、竹林用地として現状のまま△m²

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 29 年 11 月 17 日です。

以上です。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この専決事項については、報告事項でございますので、ご了承下さい。

次に、報告第 1 号「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について」事務局の説明を求めます。

報告第 1 号 開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について

番号 1 番

申請者の住所・氏名 大分市中央町△丁目△番△号 〇〇〇〇

開発区域の位置及び面積 大字鶴見字上森山△番 外 3 筆 合計△m²

場所は〇〇から西へ△m付近です。

都市計画区域及び用途地域は市街化区域、第1種中高層住居専用地域です。

開発目的 宅地分譲9区画

事務局の所見 申請地は農地のため、開発許可書の写しを添付のうえ、農地法所定の届出をすること。また、周辺に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じたときは、責任を持って対処してください。排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。

番号2番

申請者の住所 大分市金池南△丁目△番△号 ○○○○

開発区域の位置及び面積 大字鶴見字八川△番 合計△㎡

場所は北中△組、○○の北側になります。

都市計画区域は市街化区域です。

開発目的 共同住宅

事務局の所見 申請地は農地でないため意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は、責任を持って対処してください。排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。

番号3番

申請者の住所 福岡県福岡市中央区大名△丁目△番△号 ○○○○

開発区域の位置及び面積 大字鶴見字前田△番 外1筆 合計△㎡

場所は○○から南へ△m付近です。

都市計画区域は市街化区域です。

開発目的 バイナリー発電所

事務局の所見 申請地は農地でないため意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は、責任を持って対処してください。排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。

以上です。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項でございますので、ご了承ください。

最後に、その他ですが、「農地利用の最適化の推進に関する指針」についてですが、農業委員会等に関する法律第7条第1項で、農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めるように努めなければならない。

第1項第1号ですが、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標、第1項第2号には、その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法とあります。

第2項ですが、農業委員会は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない。

第3項には、農業委員会は、第1項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとあります。

そこで、お手元に「農地利用の最適化の推進に関する指針」(案)をお配りいたしておりますが、推進委員の皆様には、この指針に基づき、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進について目標達成に向け現場での活動を遂行していただくようになります。

本日は、この指針(案)について、ご協議願いたいと思います。それでは、事務局が、読み上げますので、この後、ご意見をお願いいたします。

局 長

読み上げてご説明いたします。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)です。

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

別府市においては、市街化区域の平地と中山間が混在しており、農業振興地域が3地域、また地形が扇状地のため傾斜地を利用した棚田も多く、市街化区域と農業振興地域に挟まれた市街化調整区域で、それぞれの地域によっ

て農地の利用状況や地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間では、稲作を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、農業振興地域では、担い手への農地利用の集積・集約化において、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、別府市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、平成25年12月に国が「農林水産業・地域の活力創造プラン」で、今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割に拡大することを目標に掲げたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

現状として、29年7月の改選期、管内の農地面積353ha、遊休農地面積18.5ha。遊休農地の割合、5.2%。3年後の32年3月の目標ですが、管内の農地面積353ha、遊休農地面積18.0ha。遊休農地の割合、5.1%。35年3月の目標ですが、管内の農地面積353ha、遊休農地面積17.5ha。遊休農地の割合、5.0%。3年間で0.5haずつ、遊休農地の発生防止・解消ということであげさせていただきました。ちなみに国の目標ですが、0%で、遊休農地が無くなることを国は目標としております。

次に、(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査及び同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用」に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映させ、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえ、農地中間管理機構へ報告し、農地の利用集積・集約化に繋げる。

③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

現状として、29年7月、管内の農地面積 353ha、集積面積 18.9ha。集積率、5.4%。3年後の目標、管内の農地面積 353ha、集積面積 37.8ha。集積率、10.7%。35年3月の目標ですが、管内の農地面積 353ha、集積面積 75.6ha。集積率、21.4%。これは、3年ごとに 200%、2倍ずつ集積面積を増やすということであげさせていただきました。

ちなみに、この集積率ですが、先ほど基本的な考え方の中で、国が 35 年度までに全農地の 8 割に拡大することを目標に掲げていますが、別府の場合は 21.4%という目標をあげさせていただきました。

続きまして、担い手の育成・確保です。29年4月の現状です。総農家数が

433 戸、うち主農業家数が 39 戸。担い手、認定農業者の個人が 35 経営体、法人が 1 経営体。認定新規就農者が 1 経営体。3 年後の目標が、総農家数が 424 戸、主農業家数 42 戸。認定農業者の個人で 38 経営体、法人が 2 経営体。認定新規就農者が 2 経営体。35 年 3 月の目標です。総農家数が 416 戸、うち主農業家数が 46 戸。認定農業者個人が 41 経営体、法人が 2 経営体。認定新規就農者が 3 経営体。

ちなみに総農家数ですが、高齢化等の事情による減少を前提に、2%ずつの減少であげさせていただきました。それから、主農業者数ですが、こちらは逆に、10%増やして頂けないかということで、あげさせていただきました。認定農業者の個人の場合、これも 3 年ごとに 10%アップを目指していただきたいと思います。法人につきましても、3 年ごとに 1 経営体ずつふやしていただければということで、この数字をあげさせていただきました。

次に (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

地域（1 集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、集落説明会や農業者への営農に関する意向調査での意見等を通じて、農業者の意思と地域の状況を考慮した実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに協力する。

②農地中間管理機構等との連携について

市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について状況把握を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用の調整と利用権の再設定の推進に協力する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け

手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

平成 28 年度実績、新規参入者数 1 経営体、面積 0.28ha。3 年後の目標です。新規参入者数 3 経営体、面積 1.20ha。さらに 35 年 3 月の目標、新規参入者数 6 経営体、面積 2.40ha です。別府の場合は、4 反以上が農業者として認定されますので、32 年 3 月目標は 40a の 3 経営体で 1.2ha とし、35 年 3 月はそれをまた 2 倍、2.4ha とあげさせていただいております。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談に応じる。

②新規就農フェア等への参加について

市、農協等と連携し、新規就農フェア等に参加することで情報の収集に努める。

③企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の調整を図るとともに、将来の担い手を育てる役割を担う。

以上でございます。

議 長	<p>事務局の説明が終わりましたが、この指針に添って3年後の目標、平成35年までの目標を定め、農業委員及び推進委員の改選期であります3年ごとに検証・見直しを行うことが、定められております。</p> <p>指針(案)の目標等につきまして、ご意見がございましたらお願いします。</p>
局 長	<p>指針(案)につきまして、ここは違うのではないかと、といったことがありましたら、またご意見をいただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>今後3年後及び平成35年までの目標でありますので、即決は難しいと思っております。</p> <p>一旦お持ち帰りいただき、1月12日開催の総会の際に再度、皆さんにご参集いただき、ご意見を伺いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
彌田委員	<p>中間管理機構による基盤整備事業の活用は、どの辺りまで基盤整備が出来るのですか。</p>
局 長	<p>農振地域であれば、中間管理機構が事業を行っていますが、基盤整備がどのような使われ方をするか、どの範囲で出来るのか、細かいところは管理機構との相談ということになります。</p>
議 長	<p>今後、出来たら中間管理機構に一回来てもらって話をしたいと思っております。</p>
局 長	<p>こちらの指針ですが、皆様の承認がとれましたら、農業委員会のホームページにアップします。この指針の目標の達成に向けて、実際に活動しなくてはなりません。この数字につきましても、変更していただいて結構です。</p> <p>また、次回総会の際に、ご意見をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それと合わせて、市長に意見書を出すということも考えております。それもあわせて検討お願ひいたします。1月12日開催の総会の際によろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。</p>

午後 3 時 26 分

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 会 長 印

署名委員 _____ 5 番 委 員 印

署名委員 _____ 6 番 委 員 印